

1 長期高度人材育成コースについて

2 第1章 長期高度人材育成コース2

3 第1 目的2

4 第2 訓練計画、訓練対象者2

5 第3 訓練設定3

6 第4 委託費の支払いについて4

7 第5 修了要件5

8 第6 その他留意事項6

9

10

第Ⅰ章 長期高度人材育成コース

第Ⅰ 目的

不安定な就労を繰り返している者等、非正規雇用での就労期間が長い者については、企業における能力開発の機会が十分に確保されておらず、このような非正規雇用労働者が正社員就職を実現するためには能力開発支援が重要となっている。このため、正社員就職を希望する非正規雇用労働者等が、安定した雇用環境への転換を図るため、企業が求める国家資格等の高い職業能力を習得することを支援し、正社員就職の実現を目指すことを目的とする。

第Ⅱ 訓練計画、訓練対象者

(Ⅰ) 訓練計画

介護福祉士 2 年	20 名
保育士 2 年	28 名
その他 1～2 年	15 名

様式 3 に「最小開講可能定員数」を記載すること

訓練定員は標準として 15 名とする。※委託訓練生だけで実施する場合

(Ⅱ) 訓練対象者は、次のいずれにも該当する者(※新規学卒未就職者は対象外とする。)

- ① 概ね 55 歳未満の者（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く）ただし個々の特性に応じて 55 歳以上も可。
- ② 直近の就業形態において有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く）
- ③ 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者
- ④ 当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者
- ⑤ ハローワークにおける職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者
- ⑥ 過去に当該訓練コース及び 1 年以上の公共職業訓練（委託訓練）を受講（正当な理由の無い中途退校を含む）したことのない者

第 3 訓練設定

(1) 訓練内容について

国家資格の取得など正社員就職に優位な職業訓練として、以下のいずれかに該当するもの。

なお、以下の①及び②については、訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする（訓練期間中に資格試験を受験し、その合格発表が訓練終了後となる場合はこの限りではない。なお、合格発表が訓練終了後となる資格の取得を目指す訓練の設定は、令和 7 年度末までに開講する場合のみ可能となる見込である。）

① 公的職業資格のうち国家資格の取得を訓練目標とするもの

② ITSS レベル 2 相当以上の資格取得を目標とするもの

③ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成 25 年文部科学省告示第 133 号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの

④ 学校教育法に定める専門職大学院が実践する専門職学位課程の修了を目指すもの

※①及び②に係る訓練コースの設定において、国家資格に係る法律に基づき所管大臣等が指定する養成施設（以下「指定養成機関」という。）以外の委託先機関による訓練の設定に当たっては、国と事前協議の上判断を行う。

(2) 訓練期間

1 年以上 2 年以下（1 年間の総訓練設定時間は 1,400 時間以上とする。ただし、指定養成機関で 1 年以上の習得を必要とされているもの、文部科学大臣が認定する職業実践専門課程であるもの、学校教育法に基づく専門職大学院における専門職学位課程であるもの及び訓練実施機関の一般の受講者における直近 2 年間の国家資格等の合格率が概ね全国平均以上であるものについては、1 年間の総訓練設定時間を 700 時間以上とする。また、訓練期間の下限となる 1 年の基準として、訓練開始月及び訓練終了月について、歴月の途中にて訓練が開始又は終了するものは、当該月に 16 日以上の訓練設定日がある場合を 1 月として算定し、通算して 12 月あるものを 1 年とする。ただし、指定養成機関において 1 年以上の習得により国家資格の取得を目指す訓練については、「16 日以上」を「1 日以上」に読み替える。）

(3) 実施体制及び実施方法

当該訓練コースの設定においては、委託先機関が一般向けに既に開設している教育訓練について、その定員の一部に当該訓練コースの対象者をさせた上で同一環境下において実施して差し支えない。なお、既に開設している教育訓練と区分した、いわゆる

集合型の実施体制によることを妨げるものではない。

(1) ①、③及び④(①については指定養成機関にて実施するものに限る。)については、養成課程又は専門職大学院課程の履修の手法として認められたものであれば、委託訓練を実施する方法として認める。

(4) 設定における留意事項

当該訓練コースを設定する場合においては、以下のいずれにも該当するものとする。

① 過去の実績(R6,R5)において正社員就職率が80%以上であること。

$$\text{就職率} = (\text{中退就職者数} + \text{訓練修了後就職者数}) \div (\text{中退就職者数} + \text{修了者数}) \times 100$$

※介護福祉士及び保育士の資格取得を目標とするものは、実施しようとする訓練コースの過去の就職率実績が就職率80%以上であることとする。

※就職率は訓練修了3か月後の数値である。平均でも可。なお、正社員就職率80%未満だが、非正規社員を含めて80%以上の場合は、基準を満たす機関がない場合、国との協議により設定を行う。

※初めて契約する場合及び当該コースとしての実績が出るまでの間は、一般の受講者を対象として、進学した者を分母及び分子から除いて算出すること。

$$(\text{就職率} = (\text{中退就職者} + \text{就職者}) \div (\text{中退就職者} + \text{卒業者} - \text{進学者}) \times 100)$$

② 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練の運営における不適正な行為等により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと

第4 委託費の支払いについて

①訓練実施経費 ※1	
(介護福祉士養成科2年)	単価上限 90,000 円×受講者数×訓練月数
(保育士養成科2年)	単価上限 90,000 円×受講者数×訓練月数
(その他1～2年)	単価上限 120,000 円×受講者数×訓練月数
②定着支援経費 ※2	単価 50,000 円×修了就職者

※1 委託訓練に必要な経費を積み上げた月額単価と委託先機関における一般の受講者の授業料等を比較する等、一般の訓練コースにおける授業料等も勘案した上で、合理的な額を設定すること。なお、国家資格等の受験料や手数料等については、委託費に含めず訓練生の負担とすること。また、追試験料について、本科生から徴収することとしている場合、追試験料を徴収する旨及び金額を訓練生募集時点で明示していれば、委託訓練生の負担とすることを可能とする。

(1) 委託費の支払対象月数や支給に関する事について

本要領「第5 委託費の支払いについて」を準用するが、同項(5)は適用せず、支払対象月について月額単価により支払う。ただし、委託先機関における一般の受講者が中途退校した場合において、中途退校した日までの受講料を日割りで支払うこととしている場合は、委託費も同様に扱う。

(2) 定着支援に関する事（※2）

定着支援経費は、訓練修了後3ヶ月以内に訓練に関連する職業（訓練で取得する資格等を活用する（資格が必要な業務を行う）職種かどうかをもとに判断）に就職した者（内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く）について、就職後の定着支援として下記の業務を行い、就職後6ヶ月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されていた場合に定着支援の必要な経費相当額として支払うものとする。

① 就業状況確認

就職後6ヶ月間において、最低月に1回以上の頻度で修了就職者に就業状況を対面、電話又はメールによりヒアリングを行うこと。また、離職し求職中であることを把握した場合には、安定所の利用等を促すこと

② フォローアップ

上記①により、受講した職業訓練において習得した知識又は技能について、修了就職者が課題を抱えていることが認められた場合は、適切な助言又は必要に応じて補講などを行うこと。なお、この場合の補講において、発生する費用は、あらかじめ修了就職者の同意を得た上で自己負担として実施すること。

③ 定着者数の把握及び報告

受託先機関は、修了就職者が就職後6ヶ月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されているかどうかを、修了就職者から就業状況報告書等の提出により把握を行うこと

第5 修了要件

本章第3(1)①及び②により実施するものについては、総訓練設定時間の80%以上の訓練受講時間（以下「受講時間80%要件」という。）があり、且つ設定した資格の取得を修了の要件とすること。また、指定養成機関にて実施する訓練コースについては、当該指定の要件となる養成課程の修了（卒業）要件にも適合するものとする。

また、本章第3(1)③及び④により実施するものについては、受講時間80%要件を満たし、且つ文部科学大臣の認定及び法律の基準に基づき設定される課程であることに鑑み、委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること。

141

142 第6 その他留意事項

143 学校行事（学校祭や旅行など）は訓練時間に含めない。なお、学校行事に参加するかどうかは訓練生の判断に委ねること。